

〈研究論文〉

## 国語及漢文科の成立背景

甲斐 雄一郎

## 国語及漢文科の成立背景

甲斐 雄一郎

### はじめに

第二次世界大戦前における中学校国語科の起源は、明治19年今までさかのぼることができる。中学校令に基づく尋常中学校ノ学科及其程度（文部省令）に位置づけられた国語及漢文科である。この時の学科内容に関する規定は「漢字交り文及漢文ノ講読書取作文」（第5条）という表現にとどまっている。しかしこの制度のもとで刊行された教科書で採用された編集方針が、文部省による検定を経てその後の学科内容も決定したといえるからである。

その一つは統一した文体による国民統一の課題を説いた閑根正直編『近体国文教科書』（明治22年、十一堂）である。この教科書で、閑根は「日用通行を目的として、当時の言事を書き記すための「模範」文集としての編纂意図を明示している。もう一つは日本固有の文化遺産としての国文学の重要性を説いた芳賀矢一が編纂に加わり「国文学の通観を得せしめん事を期したとする『国文学読本』（立花銑三郎との共編、明治23年、富山房）である。「日用」表現能力の習得と国文学の理解というこれらの方針は、中学校令施行規則（明治34年、文部省令）における「國語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス」という規定を経て、その後の制度の改定のつど、軽重の変化はあったものの中学校規程（文部省令、昭和18年）における学科改編にいたるまで国語及漢文科の学科内容を構成している<sup>①</sup>。

このように半世紀をこえて中等教育における国語教育を規定した国語及漢文科が成立した経

緯については先行する学科との異同を含めて国語教育史研究の現状では不明確である。

学制以降中学校令にいたるまで、中学校の課程には国語教育を目的とする学科が一貫して位置づけられているようにみえる。中学教則略（明治5年、文部省布達番外）、における国語、中学校教則大綱（明治14年、文部省達）における和漢文、そして国語及漢文である。

しかし中学教則略から中学校ノ学科及其程度までの14年間は、国語関連学科についていいうならば、かならずしも連続したものとは見なし得ない。中学教則略や中学校教則大綱において、各学科に関する目標・内容を文部省がその都度示していないのに加え、明治10年前後の学校体系における中学校の位置づけは、修業年限、学科構成、学科内容はもとより上下の諸学校との接続のあり方にいたるまで不明瞭だったからである。しかも明治11年5月の布達第四号で、文部省は中学教則略等、当時の公式の学科課程であった学制に連絡する諸規定を廃している。したがって学制時の国語をただちに国語及漢文科の前史と見なすことは困難である。

そうした状況下でありながら、明治13年以降明確になり始めた中学校「正格化」の動向を経て、中学校教則大綱における「中学科毎週授業時間ノ一例」（第13条）、またその後公布された学科課程表によって、以後の中学校の学科課程はおおむねその構成に従うことになった。この意味で中学校教則大綱が、中等教育の学科構成について一定の基準を設けた最初の制度なのである。

そこでこの小論では、まず国語及漢文科の前史として、和漢文科成立の経緯を明らかにすることを目的とする。そのため以下、学制の諸規程が廃された明治11年5月以降、中学校教則

大綱が制定された明治14年7月までの間に、文部省への伺い、認可を経て『文部省日誌』に掲載された各中学校の学科課程を類型に分け、それらと中学校教則大綱下に各中学校で制定され、認可を受けた和漢文科の教則との異同から和漢文科を成立させた文部省の意図とその具体的な学科内容を検討する。次にこの制度のもとで編集された教科書の特質をまとめ、国語及漢文科成立後に編集・刊行された教科書を特徴づけるための基礎資料としたい。

### 一 中学校教則大綱前の学科課程の類型

明治11年5月以降14年7月までの間に、全国の中学校が作成して文部省の認可を経て『文部省日誌』(以下「日誌」)に掲載された学科課程は八十余種に及ぶ<sup>(2)</sup>。この間、明治12年9月に教育令(太政官布告)が制定された。しかしここでは中学校の学科課程については第四条で「中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス」と規定されたにとどまる。「普通学科」とは、第三条で「普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所」と規定された小学校の学科としての読書、習字、算術、地理、歴史、修身等を指すと考えられる。しかし後節で述べるように、教育令布告後もすべての府県がこの学科構成で小学校教則を作成したわけではない。このため「高等ナル普通学科ヲ授クル所」としての中学校における学科課程は多様であった。そして文部省は明治13年初頭までそれらのすべてを認可しているのである。

そこで以下、当時の学科課程の類型を地理、歴史、物理、化学等の独立の有無、これら諸学科が独立している場合、「読物」に代わる学科の存在の有無、という観点から包含型、分科型、並立型の三つの類型に分類して検討する。

#### 1 包含型

これは、地理、歴史、物理、化学等を学科として独立させず、それらの内容を記述した書籍を読物、または国書、漢書、英書等の学科に包含して教科書とした学科課程の類型である。これらには邦語もしくは漢文の教科書によってのみ構成される課程と、英語を中心とする外国語の書籍を含む課程との二種類がある。以下、こ

れらを【国・漢】型と【国・漢・英】型とに分けて概観する。

##### ①【国・漢】型

この型は明治10年までの中学校の学科課程の一部を引き継ぐと同時に、同時代の小学校の学科課程の延長上にも位置づけられるのである。

この当時、小学校の学科課程は若干の例外を除いて読物科で修身、地理、歴史等の学科内容も授けようとする、読物中心型の構造であった。

明治11年9月14日に「伺」を提出し、文部省が同月30日に認可した島根県の小学校の学科課程を例にとってみると(「日誌」11年13号)。

六級(各級は半年)から成る下等小学における学科は読物、復読、問答、書取、作文、算術、習字、口授で構成され、同じく六級から成る上等小学は読物、輪講、暗記、書取作文、算術、習字、画学、口授で構成されている。これらのうち下等小学六級から上等小学一級にいたるまで設置された読物の教科書として指定されていたのは以下の書物である。

小学読本、日本地誌略、日本略史、万国史略、万国地誌略、物理階梯、勸善訓蒙、人身究理

これらを通して読み方とともに地理、歴史、物理、修身、生理に関する知識を授けようとしていたのである。こうした構成による学科課程の類型は全国に及び、それらは各府県より文部省に「伺」として提出され、教育令公布後もすべて認可されている。

中学校における【国・漢】型の学科類型はこれとほぼ同様の構成である。

大阪府住吉郡刈田中学校教則を例にとるとならば、学科課程は読物、数学、画法、記簿法、作文の五課から成り立っている。このうち読物科で取り上げる書物として挙げられているのは以下の21種である(「日誌」12年16号)。

輿地誌略・日本地理小誌、国史略・続国史略・続々国史略・清史略・泰西史鑑・元明史略・十八史略・日本外史、博物新編・物理全誌・物理階梯・格物入門・初學須知・化学書・生理書・智氏家訓・勸善訓蒙・國法論・經濟書

ここに教科書として挙げられた書物群は、小学校の読物科で用いられたものがある一方で、地理、歴史、物理、化学等を独立学科として位置づけた課程をもつ中学校においては、それぞれ当該の学科の教科書として用いられている例も少なくない。

## ② [国・漢・英] 型

[国・漢] 型が漢文または邦語文献で「高等ナル普通学科」の内容をなすと考えられた諸知識を網羅しようとしていたのに対し、[国・漢・英] 型は欧米由来の新知識を原書で読む学科として英学科を設置したものである。

明治10年までに設置された公立中学校43校のうち、25校30教則について調査した神辺精光によれば、この間、中学内に英学コースも置かず、教則中に英書を載せないものは三種にとどまる<sup>19</sup>。当時の多くの中学校は独立学科の教科書として英書を用いるか、また欧米由来の学科を学ぶ学科として英学科を設置していたのである。前者については次項の記述に含めることにし、ここでは後者について述べる。

明治11年9月に認可を受けた静岡中学校を例に挙げるならば、三学年六級における学科構成は国書、漢書、英書、数学、画学、習字、文章学、作文の七科である（「日誌」11年13号）。このうち国書科は六級から三級まで、文章学科は三級から一級まで設置されており、他の学科はすべて全級に一貫して位置づけられている。国書、漢書、英書、文章学それぞれの教科書として指定されているものは以下の通りである。

国書 明治国史略、日本外史

漢書 十八史略、通鑑攬要、清史攬要

英書 英語階梯、単語編、理学初步、ゴールドスミツス地理書、ビネオ文法書、グードリッヂ万國史、博物書、チエンバー太古史・中古史・近世史、クエッケンボス物理書、ウエーランド大経済論・大修身論、ヨーマン、エンド、ハツキスレー人体論、ヘーブン心理学、メーヒュー教育論、ギゾー開化史

文章学 文章軌範、八家古文精選

ここにみられるように、日本・中国の歴史を国

書、漢書で授け、英書では英語、また近代諸科学や欧米の地理、歴史に関わる内容を授けることになっているのである。

類例には国書を欠くもの、また読物科に国書、漢書、英書を併せ持つものなど若干の変異が認められるものもある。

## 2 分科型

この類型は学科としての読物が内包していた諸種の学科内容をそれぞれ独立させた結果、読物それ自体の位置づけを失ったと解釈されるものである。

小学校においても読み方に関する課程を終了したならば、独立した諸学科を授ける課程を数例見出すことができる。たとえば東京女子師範練習小の場合は、学科として読法、地理学、歴史、物理学、博物学、生理学、化学、修身学、経済学、作文、算術、代数学、幾何学、習字、画学、唱歌、体操、裁縫等を設けている（11年7月認可）。このうち読法は前期課程の6級と5級（入学一年目に相当する）に設置されただけで、4級以降は以下の諸科に分化し、それぞれ該当の教科書を授けようとしているのである。

地理学（前期4・3級、後期6級）地理初步、

日本地誌要略、万国地誌略

歴史（前期2・1級、後期6～4級）万国史

略、漢史一斑、国史攬要

物理学（後期5・4級）物理階梯

博物学（後期3級）博物小識

生理学（後期2級）初学人身究理

化学（後期2級）小学化学書

修身学（後期1級）修身論

経済学（後期1級）経済入門

このように、読物科を各学科に分化させたうえで国語関連学科は読法の教授にのみ限定し、入門期に位置づける類型はきわめて少数ながら、明治12年末までに他に、大阪府上等小学（12年4月）、埼玉県公立小学（12年11月）、栃木県公立小模範教則（12年12月）の3例が存在する。それらは小学校の課程の途中で読物科を終えているのである。

中学校における分科型の学科課程は小学校を諸学科への入門期として位置づけたものとして

理解される。調査期間内には4例存在する。

長野県変則中学の例でみると、以下に示すように学科ごとに教科書が指定されている。

史学（国史攬要、十八史略、等）

地理学（輿地誌略）、生理学（弗氏生理書）、修身学（勸善訓蒙）、博物学（具氏博物学）、物理学（物理全志）、化学（羅斯珂化学）、幾何学（幾何学）、記簿法（馬耳蘇氏記簿法）、画学（図法階梯）、経済学（英氏経済論）

しかし文学については教科書は指定されていない。級ごとに以下のように実作の内容が示されているのみである（「日誌」明治11年15号）。

8・7級 真仮名ニテ尺牘ヲ作ラシム兼テ文例ヲ示シ諧記シテ書取ラシム

6・5級 真仮名ニテ紀事叙事ヲ作ラシム兼テ文例ヲ示シ諧記シテ書取ラシム

4・3級 真仮名ニテ論説文ヲ作ラシム兼テ文例ヲ示シ諧記シテ書取ラシム

2・1級 真仮名ニテ論説文ヲ作ラシム

### 3 並列型

この類型に位置づけられる学科課程は全国で22例を見出すことができる。これらは読むことに関する学科で扱う教科書によってさらに以下の二つの類型に分けられる。

#### ①文章学型

この当時、学科類型に関わらず作文に関わる学科は、書牘、記事、論説等の実作が教授内容であった。その教科書として前項で挙げた静岡中学校のように、「文章軌範」や「唐宋八大家文」などに代表される漢文の模範文例を集めた書籍、また国文法に関する書物を用いて講読・実習を行うことを目的としたと考えられる学科である。

島根県では中学教則に、在校期間三年間の第一科に加えて四年間の第二科を増設することになり、両科の教則を明治11年8月21日に文部省に伺い出て、9月5日に認可を受けている（「日誌」11年14号）。このうち第一科がこの類型に相当する。

ここでは関連学科として、文法教授の学科として国語、作文教授の学科として文章学を設定している。このうち国語は下等1級から上等2

級までの一 年半、文章学は下等上等に一貫して設置されている。各学科の指定教科書は以下の通りである。

国語 心ノ種、詞ノ八衢、詞瓊綸

文章学 文章軌範、八大家文讀本

地学 日本地誌提要、輿地誌略、地理全志史学 皇朝史略、続々皇朝史略、通鑑攬要、十八史略、日本外史、史記、清氏攬要、米史、英史、仏国史略、白耳義國志、万国新史、泰西史鑑、日本政記、春秋左氏伝

修身学 勸善訓蒙、西國立志編

博物学 植物学和解、泰西農學

物理学 物理問答、物理全志

化学 化学日記、羅斯珂氏化学

生理学 解剖生理淺説、養生淺説、弗氏生理書

経済学 経済原論、経済小学、英氏経済論

法律学 新律綱領、改定律例、万国公法

政治学 合衆国政治小学、仏国政典

文典を用いる例は8例存在する。それらは島根県第一科のように別の学科としてたてる場合もあるが、おおむね文範類と同一の学科に位置づけられている。

#### ②和漢学併存型

これは文法・文範中心の学科に加えて地理・歴史等に関わる和漢の書籍を教材とする学科を位置づけた類型である。

島根県中学第二科（四年制）においては、英語文献を用いる諸学科と、他に数学等と皇漢学、文章学を設置している。指定教科書は以下の通りである。

皇漢学 日本地誌提要、皇朝史略、続々皇朝史略、通鑑攬要、日本外史、史記、日本政記、春秋左氏伝

綴字 ウエブストル氏スペリングブック

読方 サーセンド氏第一・第二リードル

訳読・書取 サーセンド氏第一リードル

文典 クエツケンボス氏大文法書

地学 ミツチエル氏大地理書、ゴールドスミス氏地理書

史学 バルレー氏万国史、クエツケンボス氏米国史、グードリツチ氏英國史、ウキルソ

ン氏万国史	
物理学 クエツケンボス氏物理書	
博物学 フツカース氏博物書	
生理学 カツトル氏生理書	
化学 スチール氏ケミストリー	
修身学 ウエーランド氏修身書	
経済学 ミル氏経済書	
文章学 文章軌範、八大家文読本	
「文章学」の指定書が文章軌範・八大家文読本であることは第一科と変わらない。差異は第一科においては地学、史学の教科書として選定されていた日本と中国の地理・歴史に関する書物を皇漢学の教科書として位置づけ、地学、史学、その他の学科はすべて英書を用いた学科構成にある。これは包含型の学科課程における〔国・漢・英〕型のうち、〔国・漢〕で扱う教科書を皇漢学の内容としてまとめ、〔英〕に配置された諸教科書を学科別に構成したものとみなすことができる。	

## 二 小学校学科課程の転換と中学校学科課程の動向

教育令は明治13年12月に改正された。この時規定された小学校の学科は「修身読書習字算術 地理歴史等ノ初步」である。これは学科構成にのみ着目するならば、前年の教育令とは修身科の位置に変化が認められるにすぎない。また、中学校を「高等ナル普通学科ヲ授クル所」とした規定にも変化はない。しかし教育令を改正した文部省の意図のうちのひとつは、それまで教則編制について各学校・教員の自由に委ね、その結果発生したさまざまな混乱に対処するために厳格な基準を設定することにあった。そしてこうした方針転換に到るまでに、とくに明治13年初頭から文部省はさまざまな応急策を全国に向けて指令している。

とりわけ注目されるのが「達第十五号」である。この「達」は明治13年7月7日、文部省が各公立小学校教則について「自今左ノ書式ニ拠リ記載可致此旨相達候事」と通達したもので、以後、各府県、各学校における学科課程の立案者に相当の拘束力をもつことになった。その一

つに「学科課程及教科書」の書式がある。学科課程は次のような書式での提出が指示されたのである（一部省略）。

	何 等			
	第何級	第何級	第何級	第何級
読法	○	○	○	○
作文				
習字				
算術				
修身				
地理				
歴史				
…				

「表中ノ○ノ欄内ニハ上段（上表では左列）学科ノ小科目ヲ記スヘシ 小科目ノ記シ難キモノハ其教科書名ヲ記スヘシ」とされている。このため読物科に地理、歴史、修身等の教科書を位置づけていた地域、学校の教則立案責任者にとって、ここで指定された読法と、地理、歴史、修身等をそれぞれ学科として分離した関係のあり方についての困惑が生じたことはたやすく想像される。実際、日本地誌略、日本略史、万国史略、万国地誌略等で読み方も地理歴史等についての知識も教授する包含型の学科課程を用いていた島根県の場合は13年8月14日付けで次のように確認を求めている。

読法欄内ニハ發音及ヒ句讀ヲ授クル（地理歴史修身書共）者ハ總テ記載可致哉 書取ハ無論作文欄内ニ記載可然哉（以下略）

この問い合わせに対する9月24日付けの文部省の「指令」は以下の通りである。

地理歴史修身書等ハ其読法ヲ教授スル目的ナレハ読法欄内ニ書シ地理歴史修身ヲ教授スル目的ナレハ各其学科ノ欄内ニ記スヘキ儀ト可心得事（「日誌」13年20号）

ここにみられるのは、読法においては教科書に展開されることばをそれらが内包する知識とは切り離して教えられる、とする理念に基づく方針である。またそのことによってのみ、読法を並列型学科課程に位置づける根拠を獲得できたということができる。このようにして明治13年の半ばの段階で、小学校においては諸学科並列

の学科課程が制度上の拘束力を持ち、「読法」は文章の表現形式を教授内容とする学科として位置づけられることになったのである。

「達十五号」による方針転換は中学校の学科課程にも影響をもたらしたはずである。「普通学科」としての「読書習字算術地理歴史修身ノ初步」を前提とし、それを「高等」にした学科課程が求められると解釈されるからである。

島根県の問い合わせとほぼ同時期の明治13年8月12日に、大阪府からは私立学校が正規の中学校として認められるための学科課程の条件についての「伺」が文部省に提出された。

中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クルモノニ付テハ則読書習字算術地理歴史修身高等ノ六科ヲ授クルモ中学タルヲ失ハスト雖モ物理生理博物図画等ヲ増科スルニアラサレハ正格トハ難致儀ト存候然ルニ私立ニテ前記ノ六科而已ヲ教フル者ハ統計表中変則ト記スヘキヤ或ハ何中学ト称スヘキ哉

そしてこれに対する文部省の「指令」は小学校における方針と軌を一にしているということができる（「日誌」明治13年22号）。

中学校ハ少クトモ文学（読書習字作文）地理歴史修身数学物理生理博物図画体操等ノ学科ヲ備フヘキ儀ニ付右学科ヲ欠クノ所学校ハ教育令第二条各種学校ノ部類ト可心得事

ここで「教育令第二条各種学校ノ部類」とは、小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校のいずれにも該当しない学校種を指す。

この「指令」は私立中学校のみならず、公立中学校の学科課程についても規定するはずのものであった。この「指令」によって、「並列型」を除いては中学校としての存在が認められなくなることが明らかになったからである。小中学校を貫通する諸学科並列課程ともいべき学科課程の構成法は、この時点での全体像が明らかになっていたのである。

### 三 和漢文科の学科内容

#### 1 官立大阪中学校の教則

中学校教則大綱において成立した和漢文が、大阪への指令中の「文学」に連続する学科であ

ることは明瞭である。しかしその学科内容が文法・文範中心の文章学型であるのか、日・中の地理歴史を内容とする和漢学併存型であるのかはこの時点では明瞭ではない。このことによる各府県の疑義を端的に示すのが明治14年8月20日の島根県からの次の「伺」である。

中学科表中ニアル和漢文ハ文章学ニアラスシテ汎ク和漢学ヲ指ス義ニ俟哉

先にみたように島根県にとって第一科・第二科ともに位置づけていた文章学は模範文学習を含めた作文を内容とする学科であった。一方の和漢学は、第二科に位置づけていた日本と中国の歴史・地理書を教科書とした皇漢学を指すものと考えられる。類似の学科課程は当時東京大学予備門の学科課程にも見出せる。そこでは英語学、数学、地理学、史学、物理学、化学、生物学、理財学、画学と並んで和漢学が設置されていた。この学科で選択された教科書は十八史略（第一年）、日本外史（第二年）、日本政記（第三年）、通鑑摘要（第四年）等、漢文を通して日・中の歴史について学ぶ、という意味で、典型的な和漢学併存型である。中学校を大学予備門への入門機関と考えるならば、島根県の学科類型、また伺いも根拠があったのである。

この「伺」に対する文部省の「指令」は以下のようなものであった（「日誌」14年21号）。

和漢文ハ文章学ヲ指シ汎ク和漢学ヲ指スモノニアラサル儀ト可心得事

ここに明らかなように、和漢文科はそれまで各府県の中学校に位置づけられた文法・文範を用いた文章学の延長上の学科として成立させたものであった。そしてそれは和文・漢文の表現形式の習熟をねらいとする学科だったのである。

このことは中学校教則大綱のもとで各中学校において作成された教則によって、より明らかとなる。

中学校教則大綱は各学科の教授目標および内容や程度を示していない。しかし中学校教則大綱下に作成された全国の中学校の教則を精査した四方一瀬氏によって、以下のことが明らかになった。すなわち文部省は自ら中学校各学科の内容までは規定しなかったものの、各中学校に

対して、中学校教則大綱に基づく各教科の教授の目的・要領・教授法の要略を記した「教授要旨」と学科別の教科用図書表を提出し、文部省の認可を受けることを指示していた。その際、当時唯一の官立中学校であった大阪中学校の教則を各中学校の模範とするために、同校の「教授要旨稿案」に対して検討・修正を加えたうえで認可し、これを「文部省日誌」等で公開することによって、所期の目標を達しようとしたのである<sup>④</sup>。

明治15年7月11日付の同校の教則中第九条第二款和漢文科についてみると、次のように規定されている（「日誌」15年44号）。

和文ハ本邦固有ノ文章ニシテ其用極メテ広ク  
漢文ハ普通ノ文材ニ資スル者ニシテ亦須要ノ  
科ナレハ各級ニ通シテ之ヲ課ス今其學習ノ為  
メニ分チテ讀書、作文トス讀書ノ要ハ讀法ヲ  
正クシ意義ヲ詳ニシ兼テ作文ニ資スルニ在リ  
故ニ初等中学科ノ和漢文ハ誦讀、講義等ノ法  
ヲ用ヒテ文字ノ音訓、音声ノ抑揚、句讀ノ断  
続ヲ明ニシ字義、句意、章意ヲ解セシムルヲ  
旨トシ殊ニ和文ハ先ツ文字、言語、文章、音  
韻ノ諸論ヲ教ヘ次ニ雅馴ノ文章ヲ授ケテ其例  
格ヲ考究セシムヘシ高等中学科ノ漢文ハ更ニ  
教方ヲ高尚ニシ委ク文章ノ資主照應抑揚頓挫  
等ノ諸法ヲ説キ詳ニ文理ニ通曉セシメンコト  
ヲ要ス作文ノ要ハ思想ヲ表彰シ事実ヲ記述ス  
ルニ在リ乃チ初等中学科ノ仮名交り文、書牘  
文ハ近世ノ雅馴ノ文体ニ倣ヒテ之ヲ作ラシメ  
漢文ハ古雅ノ文体ニ倣ヒテ單簡ノ記事文ヲ作  
ラシムヘシ高等中学科ノ和文ハ中世ノ雅馴ノ  
文体ニ倣ヒテ之ヲ作ラシメ漢文ハ記事文ヨリ  
論説文ニ及ホシ詩及歌ハ先ツ古人ノ詩歌ヲ記  
誦セシメ稍句調ニ熟シ格率ヲ曉ルノ後歌ヲ詠  
シ詩ヲ賦セシムヘシ凡ソ和漢文ヲ作ラシムル  
ニハ文章簡明、句調暢和且著実ニシテ例格ニ  
合スルヲ旨トシ其文題ハ務メテ实用ニ適スル  
者ヲ撰フヘシ但詩歌ハ韻調正雅ニシテ趣味優  
美ナランコトヲ要ス

各中学校はこの教則を模範とし、とくに明治16年3月以降は、各校に若干の字句の異同は認められるものの、ほぼこのままのかたちで自校の

教則案としている。したがってこれを官許の教則とみなすことができると考えられる。

## 2 中等教育における和漢文科の初出

この教則において注目される箇所のうちの一つは、「和文ハ本邦固有ノ文章ニシテ其用極メテ広ク」の部分である。和文学習の意義を「用」の広がり、すなわち同時代におけるはたらきにおいているところである。したがって教授目標は「讀法ヲ正クシ意義ヲ詳ニシ兼テ作文ニ資スル」ことがもとめられ、具体的な教授方法としては「誦讀、講義等ノ法ヲ用ヒテ文字ノ音訓、音声ノ抑揚、句讀ノ断続ヲ明ニシ字義、句意、章意ヲ解セシムル」ことが「旨」とされている。話題・題材が担う知識や徳性、また国文学史はこの学科では一義的な問題とはみなされていないのである。教授目標における形式主義と呼びうるこうした特徴は、小学校教則綱領（第11条）における讀書科中の讀方に関する教授目標の規定との間に類似が認められる。

凡讀本ハ文体雅馴ニシテ學術上ノ益アル記事  
或ハ生徒ノ心意ヲ愉ハシムヘキ文詞ヲ包有ス  
ルモノヲ撰用スヘク之ヲ授クルニ當テハ讀法、  
字義、句意、章意、句ノ変化等ヲ理会セシム  
ルコトヲ旨トスヘシ

これらのことから和漢文科は文法・文範中心の文章学に起源を持つと同時に、小学校教則綱領における讀書科の補完・発展の学科として位置づけられていたということができるだろう。そして、中学校における和漢文科成立に、小学校における讀書科成立と同様の理念を認めるとするならば、和漢文科の創設と学科内容の決定の背後にあって、これらの動向に重要な役割を果たした人物として推測されるのが、伊沢修二と高嶺秀夫である。二人は明治11年、アメリカ留学からの帰国後、東京師範学校の校長（伊沢）、校長補（高嶺）を務めていたが、伊沢は11年10月より文部省学務課兼勤、14年6月からは文部省少書記官に就任し、地方学務局も兼勤しつつ教則調査の役を担っていた。一方高嶺も13年3月より文部省教則取調掛を兼務していた。そのような立場からとくに高嶺が小学校教則綱領のうち、3R'sと呼ばれる学科の教則作成につい

て果たした役割はすでにほぼ明らかにされている<sup>⑨</sup>。

二人が明治13年10月19日に文部省編輯局長西村茂樹に連名で提出した「教科書編纂ニ付意見書」では、教科書の材料として小説、道徳上の談話、理学上の論説、諸大家の文章、詩歌を挙げたものの、「文辞の教育を以て第一の主限とし事物の知識を授くるは専旨とする所に非ず」とのべている<sup>⑩</sup>。ここにみられる教授目標における形式主義は、歴史書がねらいによっては読法の教科書にもなりうるとした明治13年9月24日付島根県への指令と同じ構造をもつ。そしてこのようないいわゆる主張が1880年前後の小学校中学校を貫く学科として言語教育に特化した読書科、和漢文科を独立させたものと考えられる。

学科名称としての和漢文も伊沢・高嶺とこの学科成立との関連を裏付ける傍証となる。

調査期間内における各校からの学科課程についての届け出のうち、文章学型の学科名称は、作文（26校）、文学（16校）、文章学（9校）などである。和漢文は、かならずしも一般的な学科名称ではなかった。「日誌」に学科名称としての和漢文が見出せる最初の例は、伊沢と高嶺が着任後まもない明治12年2月に改革した東京師範学校の学科課程においてなのである。

二人の着任時の東京師範学校の学科は、小学師範学科、中学師範学科ともに史学、地学、数学、物理学、博物学、化学などと並んで作文が設けられていた。しかし作文科ではとくに教科書を用いずに、小学師範学科では第一年前半・後半期に、中学師範学科では第二年後半期、第三年前半期に作文の実作を行う、分科型の構成である<sup>⑪</sup>。

それに対して伊沢と高嶺は、予科、高等予科それぞれ第四級・三級に和漢文を置き、とくに和文として文法書等に加えて、神皇正統記、文芸類纂字志ノ部を授ける書物として指定したのである（「日誌」12年4号）。この時期、他の中学校、師範学校で和文の書物を講読対象として指定したところは土佐日記を挙げていた長崎県中学一校のみであった（11年4月認可）。したがって彼らが和文を選択した意図は、和漢文科

の成立を考えるうえで重要である。そして漢文のみならず神皇正統記を教科書として選択した点に、学科名称を広く用いられていた文学もしくは文章学ではなく、和漢文とした意図、そして14年以降展開される各中学校での和漢文科の学科内容を推測する有力な根拠を見出しうると思われる。

### 3 「用」としての神皇正統記

中学校教則大綱制定以前に全国の中学校で教科書として用いられていた書籍と、制定後において全国各府県尋常中学校で採用されたものと対比したならば、そこには連続性と顕著な変化とを見出すことができる。

連続性は漢文の広範囲な使用に認められる。中学校教則大綱制定以前に、各中学校からの伺・認可を経て「文部省日誌」に掲載された学科課程のうち、使用教科書の記載があったものはのべ76種に及ぶ。これらのうち10校以上で採用されていたものは、文章軌範（66校）、唐宋八大家文（33校）、日本外史（21校）、十八史略（18校）、春秋左氏伝（17校）、史記（12校）等であった。これらの作品は中学校教則大綱下における各中学校においても和漢文科の教科書として広く使用されている。

一方、顕著な変化は後に和文の範疇に入る作品群の増加に認められる。中学校教則大綱以前に選択されていた教科書のうち、和文に相当するものは古事記、万葉集が群馬県中学校において（12年11月認可）、土佐日記が長崎県（前出）と岩手県（12年12月認可）、読史余論、常山紀談がそれぞれ東京府第二中学（12年10月）、同第一中学（同年11月）において見出されるに過ぎない。それに対し和漢文科成立以降は、神皇正統記（14校）、土佐日記（9校）、源平盛衰記（3校）、平家物語（2校）、徒然草（2校）、古今集（17校）がそれぞれ教科書として選択されている。さらに和文の選文集として稻垣千穎・松本太原による『本朝文範』（明治15年、福岡仙蔵他発行）が11校、稻垣千穎による『和文読本』（明治15年、普及舎）が9校でそれぞれ採用されている。

この両者の編集に関わった稻垣千穎は刊行当

時、伊沢、高嶺のもとで東京師範学校の教員として和文学と史学を担当していた。そして当初は神皇正統記、両書の刊行後はそれらを教科書として用いて和漢文の授業を行っている<sup>10</sup>。したがって両書、とりわけ東京師範学校と深い関係をもつ普及舎から刊行された『和文読本』の編集方針には、伊沢、高嶺二人の意向が反映していたと考えられる。

『和文読本』の編纂にあたって稻垣が問題としたのは、日本の歴史を貫く言語問題であった。それは次にみるよう話し言葉と書き言葉としての漢文との乖離である。

いつも文と語とは。似もつかぬものになりて。ただ便あしきのみならず。物学の方の甚じき害にさへなりて。すべて御国人の。物学のはかばかしからず。さとりのたどたどしきハ。多くハこれによる事

加えて漢文習得に長い年月がかかるにもかかわらず、漢文が日常生活では通用しないことを難じている。それが明治の世となって、詔旨も仮名交じりで書かれたことを喜び、次のように述べているのである。

今よりして後ハ。えうなき字学の煩もなく。語と文とハ似てもつかぬやうなる違もなく。吾もさとりよく。人にも教へよくなりて。容易く実学実験をもなし得つべけれバ。世の為人の為に甚じくて。おのづから大御國の御光も添ふわざなれバ。心ある学者の千歳の憾も。全く此の大御代にぞなくなるべき。

ここには「日用通行を目的として、当時の言事を書き記」すための「模範」文集であることを編集方針とした落合直文の発想の起源を見出すことができる。和漢文科はこうした目的を達成するために、漢文と並立しうる名称としての「和」を付して設けるに至ったものと結論づけることができるだろう。東京師範学校において神皇正統記が選定されたのは、南朝の正当性を訴えた北畠親房の主張に学ぶというよりは、関係者によって発見された「吾もさとりよく。人にも教へよ」とい文章、言い換えれば「意義ヲ詳ニシ兼テ作文ニ資スル」という「用」の基準によってであると考えられる。

『和文読本』には神皇正統記の他に以下の作品、作者の文章が収められている。これらが「容易くさとり難き方」を省き、「吾もさとりよく。人にも教へよく」という基準から選ばれたものなのである。

水鏡、増鏡、太平記、公事根源、建武年中行事、宇治拾遺物語、古今著聞集、源平盛衰記、本居宣長、今昔物語、徒然草、平家物語、十訓抄、体源抄、吉野拾遺、保元物語、大鏡、鈴木倫庸、扶桑拾葉集、東鑑

### おわりに——和文と国語と

中学校における和漢文科成立に先立つ明治10年に、東京大学には法学部理学部とともに文学部が設置された。その際、史学、哲学及び政治学を包括する第一科に加えて、和漢文学を講ずる第二科も成立している。その設置理由について、当時三学部総理であった加藤弘之が文部省に提出した上申書は以下の通りである<sup>11</sup>。

今、文学部中特ニ和漢文ノ一科ヲ加フル所以ハ目今ノ勢斯文幾ント寥々晨星ノ如ク今之ヲ大学ノ科目中ニ置カサレハ到底永久維持スヘカラザルノミナラズ自ラ日本学士ト称スル者ノ唯リ英文ニノミ通ジテ国文ニ茫乎タルアラバ真ニ文運ノ精英ヲ収ム可カラサレハナリその後の学科内の改組に伴って若干の変化が生じたものの、以後和文学は文学部内に一定の位置を占めるに至っている。この間、和文学科の教科書として選定されたものは、漢文体のものと文法書とを除くと以下の通りである<sup>12</sup>。

- 一年 神皇正統記、竹取物語、枕草紙
- 二年 大鏡、源氏物語、増鏡、続世継、十訓抄、宇治拾遺、古今集、源平盛衰記、土佐日記、栄花物語
- 三年 古事記、万葉集、古今集、水鏡
- 四年 東鑑、讀史余論、太平記

この時期、日本文学史はまだ成立していなかった。いわば文学史成立前夜において、これらが「真ニ文運ノ精英ヲ収ム」ための作品目録なのである<sup>13</sup>。そしてこれらの多くは『和文読本』『本朝文範』に掲載された諸作品と重なっている。古典としての価値がほぼ定まった作品群という

ことがいえるだろう。

しかし東京大学の教科書として選定され、稻垣が選定しなかった作品として古事記、万葉集と読史余論が挙げられる<sup>(12)</sup>。

このうち古事記と万葉集など「上ッ世」の文章について『本朝文範』では、「此ノ國のたふりのままのすがたにて。尊しともいと尊く。めでたしともいとめでたく」と高く評価している。しかしそれを掲載しなかった理由として「今の世の人の。なべて習ひもてあそばんにハ。詞・耳遠くして。とみにハさとりがたきわざ」であることを挙げている。日本国民が日常の表現をより容易にするために、洗練された文章表現を身につけることをねらいとした趣旨に即した判断なのであった。

一方、読史余論等、儒学者の文章については直接書名、人名を挙げてはいないものの『和文讀本』緒言において、その漢文脈の混入を難じている。

近世の儒者等のかけるをさへに。誰がしの文。くれがしの和文などいひて。ほめののしる者の多きハ。いといと傍いたき事にて。詮ずるに和文をバかつて知らぬなり。近世御国学の博士と世にゆるされたるきはの書るだに。なほ漢文の癖の清くさりたるは。いといと稀にて。僅に一人二人なるを。明暮漢字漢籍をのみさだしあへる人等の。いかでかうまくハ書得べき。

「吾もさとりよく。人にも教へよ」い同時代の文章の創出とその習熟に言語学習の最大の意味を見いだしていた伊沢や高嶺にとって、ここにみられるような漢文脈の混入を排除する姿勢はかならずしも求めたものではなかったはずである。それらが混在していても、同時代に流布しあかも将来の国語創出に向けて有効な資源であると考えたならばそれらをも包摂した文体を教授・学習する学科が必須のものであるとする理念は一貫していたのである<sup>(13)</sup>。その理念からみると、和文学者による自己限定は制約にすぎない。そこでそのような制約を断ち切るために、和文のみならず漢文脈も包摂した観念としての「国語」を創出、もしくは再生し、学科名

称の変更を決定したものと考えられる。このことについては、稻垣の東京師範学校退職後、高等師範学校教諭として採用された新保磐次が採用の経緯について語った述懐が有力な傍証となる<sup>(14)</sup>。

高等師範学校の出来るまでは、国語科といふものがなく、中等以上の学校では和文・漢文の二科があつて和文の先生は純粹の和文ばかり教へて、学校を「学び屋」洋学を「西の国の物学び」などと長つたらしいことを書かせるし、漢文の先生は漢語を自由に使ふけれど、過去・現在・未来も分からぬやうな文を教へる。そして両方とも主格のない文を得意に書いてゐる。かいうふ文では文明の良導体として高等の学術を伝へ複雑な事を記する資格がないから、是非和漢文を合一し国語科を創設して立派な普通文を作らねばならぬ。それをするには、和漢文は勿論外国文も一通り承知して、科学・文学の知識を多少兼備した主任者が必要だといふので、おほけなくも私が其の選に中つた

和漢文科の成立、そして国語及漢文科への変更是、我が国における「文明の良導体」の創出と普及にその第一義的な意味があったのである。そしてそれは義務教育としての小学校において国語科が成立した14年後にいたるまで、その理念においては一貫していたことができるだろう。

## 注

- (1) 明治44年の中学校教授要目改正以降、昭和6年の再改正にいたるまでの20年間、国語講読の材料から上古の作品は省かれている。
- (2) この間の各小学校、中学校・師範学校から文部省への「伺」の一部については、甲斐雄一郎「資料・教育令制定時における言語教育カリキュラム」(人文科教育学会 2000・8『人文科教育研究』28)に記した。
- (3) 神辺靖光(1993年)『日本における中学校形成史の研究(明治初期編)』508頁、多賀出版
- (4) 四方一瀬(2004年)『中学校教則大綱』の基礎的研究』第一章第二節、第三章第一節、梓出

- 出版社。なお、この小論における中学校教則大綱下の各中学校の教則、使用教科書について同書資料編二「中学校教則大綱」府県準拠校則・教則「教科用書表」にみる教科書一覧、同三「中学校教則大綱」府県準拠校則・教則「教授要旨」一覧によっている。
- (5) 稲垣忠彦（1966年）『明治教授理論史研究』評論社、30-31頁
- (6) 伊沢修二・高嶺秀夫（明治13年10月19日）「教科書編纂ニ付意見書」信濃教育会編（1958）『伊沢修二選集』信濃教育会出版部 376頁
- (7) 東京高等師範学校編（明治44年）『東京高等師範学校沿革略志』20-24頁。同書には「二人共新に米国より帰朝し、其の学殖と識見とを以て専ら本校の改善に従事し、明治十二年二月及び同年九月十月を以て大に教則及び諸規則を改正し、頗る其の面目を新にせり。」と記されている。なお、『東京師範学校沿革一覧：自第一学年至第六学年』（東京師範学校編、明治13年）によれば、両教則の間、明治11年7月にも小学師範学科、中学師範学科ともに学科課程は改定されている。しかし同書によれば實際に行われないまま12年の改定を迎えたようである。7-11頁
- (8) 『(自明治十五年九月至明治十六年九月) 東京師範学校一覧』による。
- (9) 東京帝国大学（昭和7年）『東京帝国大学五十年史上冊』686頁
- (10) 『東京大学（法理文）三学部一覧（從明治十四年至明治十五年）』による。
- (11) 労賀矢一の『国文学史十講』（明治32年12月、富山房）によれば、日本文学史が「纏まつた書物となつて、現れた」のは、明治23年の「三上參次、高津鉄三郎両君の日本文学史が第一です。」とされている。2頁
- (12) 『和文読本』に掲載されていない他の作品も『本朝文範』に掲載されている。
- (13) この時期、伊沢は高等師範学校の人事には無関係であったはずである。しかし彼が文部省編輯局長として編集にあたった『尋常小学読本』における、当時としては破格の口語文体の採用、また漢字制限の発想には、共通した理念をみることができる。
- (14) 新保磐次（大正10年）「故高嶺先生の事ども」『高嶺秀夫先生伝付録』培風館、10-12頁。同書中で新保は、就任後ほどなく諸事情で退職せざるを得なくなった折りの高嶺の対応を次のように述べている。
- 「たとひ民間に下つても日本普通文の發達に力を協せるといふことを約束せよ」と言つて堅く誓はせ、それから金港堂主原亮三郎氏にも、私を助けて必ず普通文に尽力させるといふことを誓はせて、やうやう辞職許可になつたのです。

#### （参考文献）

- ハルオ・シラネ（1999）「カリキュラムの歴史的変遷と競合するカノン」ハルオ・シラネ、鈴木登美編『創造された古典——カノン形成・国民国家・日本文学』新曜社
- 鈴木貞美（1998）『日本の「文学」概念』作品社
- 水原克敏（1997）『近代日本カリキュラム政策史研究』風間書房

## **Research of details for establishment of the “Kokugo oyobi Kanbun” in secondary education**

Yuichiro KAI

This research has two purposes. One is to clarify the purpose for establishing the “Wakanbun” course in 1881. Another is to clarify the difference between the “Wakanbun” course and “Kokugo oyobi Kanbun” course that was established in 1886.

Junior high school curriculums varied tremendously around 1880. There were schools where language courses did not exist. On the other hand, there were schools that taught grammar, geography and history in addition to language education.

The “Wakanbun” course was established as a subject with the same purpose as the “Grammar studies” department . However, the “Grammar studies” department at that time had aimed only at reading and writing of Chinese text. The purpose of the “Wakanbun” course was to improve the skills of reading and writing in not only Chinese text but also in Japanese. It was not a prevailing purpose to understand literary works, geography, and history. This curriculum has its origins in the “Wakanbun” course of the Tokyo Teacher-Training School.

However, the style selected as Japanese at this time was only old Japanese . Subsequently, it aimed to create a new style, and to educate students of the new style in the “Kokugo oyobi Kanbun” course that had been established in 1886.